

予算常任委員会

平成19年8月24日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○浦野 圭司

宮崎 和彦

伴 吉晴

嶋田 善行

木田 守彦

中川 議長

2. 理事者出席者

町 長

小城 利重

副 町 長

芳村 是

教 育 長

栗本 裕美

総 務 部 長

池田 善紀

総 務 課 長

清水 建也

企画財政課長

西巻 昭男

住民生活部長

西本 喜一

福祉課長

西川 肇

健康推進課長

植村 俊彦

都市建設部長

藤本 宗司

建設課長

加藤 保幸

上下水道部長

谷口 裕司

上水道課長

植嶋 滋継

会計管理者

浦口 隆

教委総務課長

野崎 一也

3. 会議の書記

議会事務局長

藤原 伸宏

同 係 長

峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、嶋田委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりであります。

初めに、各課報告事項であります。平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）及び平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）については、既に議会委任による町長専決処分、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）については町長専決処分がされております。この3件の町長専決処分について、9月定例会において提案され、本会議初日に報告あるいは承認を求められることになろうかと思いますが、当委員会として、あらかじめ説明を受けておきたいと思っております。そしてその説明を受けた後、継続審査に入りたいと思っております。

それでは、1. 各課報告事項の（1）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）理事者の報告を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、各課報告事項の（1）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）でございます。お手元の資料1で説明を申し上げさせていただきます。

きます。

この補正予算でございますが、衛生処理場のごみ収集車の事故にかかります損害賠償の額の決定に伴いまして、保険金の受け入れと損害賠償金の支払にかかります補正予算について、今回、専決処分をさせていただきます。

この事故の内容でございますけれども、去る6月1日、午前8時30分頃、衛生処理場職員の森田良邦がごみ収集車を運転いたしまして神南3丁目7番17号先の交差点を左折しようとしたしまして。ちょうどその時、収集車の前に歩行者がおられましたことから、その方を避けながら左折いたしまして、森田裕明様宅の屋根を保護する支柱にごみ収集車の後部を接触させまして、さらにその支柱が屋根瓦と樋に接触いたしまして、これらを破損させてしまいました。この事故によります保護支柱と屋根瓦等の修理代金といたしまして、所有者の森田裕明様に39,925円の損害賠償を行うことで、7月11日に示談が成立いたしまして、同日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただきました。このことに伴いまして、先ほど申し上げましたように保険金の受け入れと損害賠償金の支払にかかります補正予算につきまして、今回専決処分をさせていただきます。

(専決処分書朗読)

環境対策
課長

この補正予算につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ93億311万8千円とするものでございます。内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

補正予算書の4ページを開けていただきたいと思います。まず歳入でございますが、第20款諸収入、第5項雑入、第5目雑入、第7節雑入に自動車損害共済金といたしまして、新たに4万円を追加するものでございます。

続きまして5ページをご覧いただきたいと思います。5ページの歳出でございますが、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費、第22節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして新たに4万円を補正するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

環境対策課長 以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご了承いただきますようお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木田委員。

木田委員 年に1回か2回こういう事ありますねけども、こういう事が度々起こっておったら、普通一般の我々乗っている自動車やったら事故が度重なったら保険料も上がってくるというような状況になると思うんですけども、公用車っていうんですか、その場合は全く保険料は変わらないわけですか。一台なんぼとかいう形で、仮に同じ車輛が2回も3回もなったらどうか知らんけど、そういう保険料には変化はないわけですか。

住民生活部長 保険料につきましては、この保険につきましては、変わりございません。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 本件につきましては、9月議会に提案されることとしますので、

あらかじめ説明を受けたということで終わっておきます。

次に、（２）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）について）理事者の報告を求めます。 乾環境対策課長。

環境対策
課長

続きまして、（２）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第５号）について）でございます。お手元の資料２で説明をさせていただきたいと思います。

この補正予算でございますが、衛生処理場のごみ収集車の事故にかかります損害賠償の額の決定に伴います、保険金の受け入れと損害賠償金の支払にかかります補正予算につきまして、今回、専決処分をさせていただいたものでございます。

この事故の内容でございますが、去る７月３日、午前９時４０分頃でございますが、衛生処理場職員の吉田尚訓がごみ収集車を運転いたしまして興留６丁目１８番１号先の交差点を左折しようとした際に、左後方確認を怠ったことにより、井上正世様宅のフェンスにごみ収集車の左後部を接触させまして、フェンスを破損させてしまいました。この事故によりますフェンスの修理代金といたしまして、所有者の井上正世様に４２５，９８５円の損害賠償を行うことで、８月８日に示談が成立いたしまして、同日付で専決処分させていただきました。

このことに伴いまして、先ほども申し上げましたように保険金の受け入れと損害賠償金の支払にかかります補正予算につきまして、今回、専決処分をさせていただいたものでございます。資料２の専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

環境対策
課長

この補正予算につきましては、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ４２６，０００円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ９３億３５４万４千円とするものでございます。内容につきましては、予算に

関する説明書に基づきまして説明をさせていただきます。補正予算書の４ページを開けていただきたいと思います。

まず歳入でございますが、第２０款諸収入、第５項雑入、第５目雑入、第７節雑入に自動車損害共済金といたしまして、４２６，０００円を増額補正するものでございます。

続きまして５ページをご覧くださいと思います。歳出では、第４款衛生費、第２項清掃費、第１目清掃総務費、第２２節補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして４２６，０００円を増額補正するものでございます。

１ページに戻っていただきまして、予算書を朗読させていただきます。

（ 予算書朗読 ）

環境対策課長 以上で説明を終わらせていただきますが、先ほどの（１）一般会計補正予算（第４号）とこの（２）一般会計補正予算（第５号）につきましては、９月定例議会の初日にご報告をさせていただく予定をしておりますので、よろしくご了承いただきますようお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、フェンスにぶつかったという事なんですけど、だいたいフェンスというのが４２６，０００円するの
がかなり高いように思うんですけど、どんなフェンスかちょっと出来たら説明していただきたいのと、あとどこの企業でもそうなんですけど、従業員さんが自分の会社の車でぶつかったらなんぼか負担してるという事もよく聞くんですけど、斑鳩町はそういう負担とかいうのは職員さんには与えてないんですか。その辺ちょっとお聞きしたい。

環境対策課長 まずフェンスの修理の関係でございますが、ごみ収集車の左の後部がフェンスの一部に接触をいたしまして、フェンスの長さが15m程ございまして、一部を接触したんですけど、フェンス全体が歪んでしまったという形になりまして、長さ15m、高さ80cmのフェンスでございますが、これを全て取り替えるという事になりました。それから支柱でございますが11本支柱がございまして、それもコンクリートの所の根元で曲がっておりましたので、これも戻す事によって折れてしまうという事があって、この支柱も全て根元から取り替えるという事で今回この取替の工事をさせていただいたという事でございます。それから2点目でございますが、職員のフェンスの修理にかかります負担はございません。以上でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 これは恐らく所管の委員会では説明されたとは思いますが、事故がありました、賠償金はこれだけです、というご報告だったんですけども、職員の指導、教育というのはどうされてるんですか。今、新たにまたされたんですか、そこら辺ちょっとお聞かせ願えますか。

環境対策課長 まず6月1日の事故を起こした際には、ごみ収集車の運転をしておりました森田良邦に対しまして担当部長から事故を起こした事に対して注意を行うとともに、こういった事故を起こさないようにという事で安全運転に心掛けるように指導したところでございます。また現場の安全運転管理者である班長からごみ収集者全員に対しまして、安全運転を含めたごみ収集作業における注意を喚起したところでございます。それにもかかわらず7月3日に再び事故が起きたわけで、これは誠に残念で遺憾に思っているところでございますけれども、7月3日の事故を起こした職員に対しまして担当部長から事故を起こした事に対する注意と、事故を起こさないように十分注意して安全運転に心掛

けるようにという指導もしたところでございます。またごみ収集作業員全員に対しまして副町長からごみ収集におけます安全確保の徹底について、更に訓示を行ったところでございます。以上でございます。

嶋田委員 6月に事故を起こされてそこで本人に注意するのは当たり前の事ですけれども、事故を起こさないようにという風な通達というんですか、申し出があつて、また一月经つか経たんうちにまた事故を起こされたと、そしたら同じような事を繰り返す。また今度一月、二月でもよろしいが、同じ事を繰り返す恐れがあるかもしれませんわね、そこらへんの対処はどのように考えておられるんですか。

副町長 今、課長が報告をいたしました、私もあまり事故が多い、また同じ職員という事もございまして、その職員以外の全ての職員を衛生処理場に集めまして、衛生処理場に出向いて訓示と言いますか注意を与えました。その中でも言うておるんですが、やはりこのごみ収集については、きちっとした形で収集に行く、全てがやはり安全運転を心掛けをしてほしいという事と、事故が起これば当然税金で賠償しなければならない、という事を常に考えなければならないという事できつい達しをしたわけでございます。あくまでも事故を起こした者だけの責任やなし、全ての責任という事も言っております。そういう事を注意をした後においても事故が起こる場合がございますから、あくまでもこれは、事故を起こした職員がこれから事故を起こさないような自覚が必要やと思うんです。お前が事故を起こしたから全てお前が負担して払えという事になれば、これはごみ収集車の運転を誰もしない、という事もございますから、そうすれば収集業務に大きな支障を来たすという事で、あくまでも職員すべてが事故を起こさない、安全運転に心掛けるといふ事の注意が必要と私は思います。嶋田委員おっしゃるように、私もこれから絶対事故がないという事は言えないと思います。やっぱり斑鳩町の道は非常に狭い道が多いですから、どうしても注意を怠って物損事故を起こす場合もございます。そういう事で出来るだ

けそんな事を少なくするように、常に職員が心掛けて職務の遂行をしてほしいと思います。

嶋田委員 なるほど、これから事故が起こるかも知れません。それはそれで別にいい事ではないけれど、それは仕方ない事だと思います。せやけどね、定期的に安全運転の講習会を開くとか、そういう風な事は今は考えておられないんですかね。

副町長 安全運転の講習会、これは常に運転する者が心掛けて運転しなければならないと思うんです。そういう講習会を開くよりも常に安全運転に向かっての心掛け、職員の意識が必要であろうと。やっぱり職員のモラルが必要であろうと思いますし、車に乗る者は免許を持っていますから常に安全運転に心掛けて乗っている事の気持ちを持ってほしいと思っております。それよりも職員自体そのものがやはり事故を起こしたらあかんというような気持ちを持って、職務を遂行するという事の職員教育と言いますか、そういうような事をこれからやっていきたいと考えております。

嶋田委員 なるほど職員さんに安全運転を常時心掛けていただくというのはもちろん大切な事ですけれども、例えばですよ、安全運転の講習会を定期的に開く、それを契機にその心構えというんですか、それを継続させていくというのも一つの方法だとは思うんで、そこら辺もまた考えていっていただければ幸いかなと思います。

委員長 他にございませんでしょうか。 伴委員。

伴委員 今回これ、2つとも対物やという事で物の場合金銭で修復、元に戻す事は出来る、これがもし対人というような事になるとなかなかそういう形にもいかないと思います。過去5年くらいで物でなく人というようなケースというのはあったんでしょうか、どんなものでし

	ようか。
環境対策 課長 委員長	過去には対物のみという事で、対人はございませんでした。 他にございませんでしょうか。 （ な し ）
委員長	本件についても、あらかじめ報告を受けたということで終わっております。 次に、（３）町長専決処分について承認を求めることについて（平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について）理事者の報告を求めます。 野崎教育委員会総務課長。
教委総務 課長	各課報告事項（３）町長専決処分について承認を求めることについて（平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）について）のご説明をさせていただきます。 資料３の専決処分書を朗読させていただきたいと思います。 （ 専決処分書朗読 ）
教委総務 課長	町長専決処分をさせていただきました平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第６号）につきましては、すでに先ほど町長の方からご報告いただきましたとおり、斑鳩中学校男子バレーボール部が８月７日・８日開催の近畿大会で優勝いたしまして、近畿代表として８月２０日から２３日に行われました全国中学校体育大会に出場いたしました事から、選手等の大会派遣費にかかります出場助成金につきましてはの歳出にかかります補正予算につきましては、地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして、平成１９年８月９日付で専決処分をさせていただいたものでございます。それでは、本補正予算の内容につきまして、

予算に関する説明書により、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、4ページをご覧くださいと思います。歳出予算の補正といたしまして、第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費で、斑鳩中学校全国中学校体育大会出場にかかります助成金として新たに168万円を補正させていただいております。次に第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費で168万円を第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費に充当させていただいております。

それでは、予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

(朗 読)

教委総務課長 以上で、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 すいません、168万円の内訳だけちょっと教えていただけますか。

教委総務課長 大会助成金といたしまして168万円を助成いたしましたわけでございます。その内訳といたしましては、参加費でございます、24,000円、これにつきましては大会実行委員会の運営として選手一人2,000円の12名、選手13名でございますけれどもうち一人はマネージャーという事で12名分で24,000円。そして宿泊費が80万円、これにつきましては選手13名、それから引率3名の計16名の5泊6日分で、19日から23日分の分で80万円という事でございます。それと交通費でございます、近鉄、JR等の乗車券等で855,160円で、168万円の支出という事でございます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

本件につきましても、あらかじめ報告を受けたということで終わっておきます。

次に、（４）用途廃止財産（法定外公共物）の払下げ価格を算定する基準について理事者の報告を求めます。 西巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、各課報告事項（４）用途廃止財産（法定外公共物）の払下げ価格を算定する基準につきまして、ご説明を申し上げます。

本基準につきましては、先の委員会におきまして、委員皆さまからいただきましたご指摘を踏まえまして、新たに制定させていただいたものでございます。なお、本基準につきましては、昨日の総務常任委員会におきましてご説明を申し上げ、ご了承を得ているところでございます。恐れ入りますが、資料４をご覧くださいませでしょうか。

１では、払下げ価格を算定する基準を定めております。払下げ価格は、利用目的の地目による固定資産評価額としております。ただ、以前に何らかの事業により里道、水路の付け替え等がある場合には、自治会長、又は水利組合長等の理由書がある場合に限り、４割を軽減できるものと定めております。

２では、市街化調整区域の農地、山林、雑種地等の払下げ価格を算定する基準を定めております。市街化調整区域の農地、山林、雑種地等につきましては、固定資産評価額が非常に低いことから、宅地見込地の価格水準の３分の１を基準とし、その割合は現況により決定するものと定めております。

以上、簡単ではございますが、用途廃止財産（法定外公共物）の払下げ価格を算定する基準についての説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 浦野委員。

浦野委員 2の宅地見込地価格となっておりますけど、これ見込地と言うのはいわゆる近傍宅地と考えていいですか。

総務部長 いわゆる近傍宅地で、道路ある場合でしたら前面に路線価が、評価の路線価が入っておりますので、それを参考にいたしますんで。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 用途廃止財産の払下げ価格については、6月の定例会で私申し上げさせていただきました。昨日も総務委員会でご説明いただきまして納得はさせていただいておりますけれども、これたまたま6月の時の事例が近傍の価格、相場の価格っていうんですかね、実態よりも安いからこれはおかしいという話をさせてもらったと思っておるんですけれども。たまたま最近里道の用途廃止、払下げに相談に来られた方が担当課へ行かれて価格の算定を見せられて、これ高いやないかと、いう風な事をおっしゃったら、これは議会で嶋田委員が安いから高くせいと言わはったさかいこうなりましたと、そのような説明を何かされたという風な話を聞いております。私はね、安いから高くせいとか、そういう話はしておりません。適正な価格にきなさいと、高ければ安くする、安ければ高くする、その実態にあった適正な価格にしてくれと、したらどうかというような意見は申しましたけれども、何も町が算定する価格よりも高くせいという風な事を言ったつもりはないですから、そこらへん担当課の職員の方、心得違いなならないようにちょっと指導していただけますか。

副町長 もしそういう事を言うたならば、誠に申し訳ない。こうして基準を定めました。この基準を見ていただければ弾力的な要綱はない、あくまでもこの2点によって法定外公共物の払下げという事になります。従って町としては用途廃止を望むものではないわけです。あくまでも用

途廃止を受けられる方が用途廃止をしてほしいという事ですから、今、この基準を定めた基準に従って、もし用途廃止を受ける方が納得いかなければ、町は用途廃止をする事はしないという事でこれからやっていきたいと思います。

委員長

担当課の方にも指導の方をよろしくお願いします。
他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長

本件につきましては、報告を受けたということで終わっておきたい
と思います。

続きまして、２．継続審査の（１）予算補正を必要とする事務事業
についてを議題といたします。これにつきましては、９月定例会に提
案を予定されております一般会計及び各特別会計にかかる補正予算に
ついて、あらかじめ報告、説明をお受けし、審議してまいりたいと思
います。

まず初めに、①平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）に
ついて、理事者の報告を求めます。 西巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、９月町議会定例会に付議予定の平成１９年度斑鳩町一般
会計補正予算（第７号）につきましてご説明を申し上げます。お手元
の資料５をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算の内容についてでございますが、歳入歳出予算の総額に
歳入歳出それぞれ５，４１６万３千円を追加し、歳入歳出それぞれ９
３億５，７７０万７千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第９款地方特例交付金では、平成１９年度の交付額の決定により、
特例交付金で１２万円の増額、特別交付金では、１，３５１万３千円
の減額補正をお願いするものでございます。次に、第１０款地方交付

税におきまして、平成１９年度の普通交付税交付額の決定によりまして、４，１１４万５千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第１７款寄附金では、総務費寄附金で、町制６０周年記念事業として、町内企業様２社よりご寄附いただきましたことから、４０万円の増額、また、福祉費寄附金で、去る６月２２日に福祉基金へのご寄附をいただきましたことから、１０万円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第１９款繰越金では、平成１８年度一般会計の剰余金の確定により１，３１１万１千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第２１款町債についてであります。町債の発行につきましては、昨年度より、実質公債費比率が１８％を越えている場合を除き、地方公共団体の自主性をより高める観点から、これまでの許可制から同意制の発行によるものとされております。当町におきましては、平成１８年度決算で実質公債費比率が１５．２％となっており、今年度も、その条件を満たしますことから、同意による発行が可能となっております。この同意の協議は、１０月と３月の年２回行われることとされておりますが、基本的には１０月同意が町債発行の基本とされているところでございます。このため、現段階での同意予定額に対応する予算措置が必要となり、本補正予算で所要の措置をお願いするものでございます。その内容につきましては、民生債で、斑鳩町（仮称）総合福祉会館建設において、今年度前期の起債同意予定額の確定により、１，２４０万円の増額補正をお願いするものでございます。また、臨時財政対策債では、発行可能見込み額の確定に伴い、本年度の起債同意額が確定したことから、４０万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入に関わります予算補正の内容であります。

次に、裏面に移って頂きまして、歳出予算の補正についてでございます。

はじめに、第３款民生費では、歳入でご説明申し上げました福祉基金への寄附金を、福祉基金に積み立てさせていただきますことから、１０万円の追加補正をお願いするものでございます。次に、第７款土

木費では、公共下水道事業債の充当率が国庫補助事業、地方単独事業とも、100%に引き上げられましたことにより、平成19年度前期の起債同意予定額が増額し、公共下水道事業特別会計において、特定財源の確保が図られましたことから、一般会計からの繰出金6,770万円の減額補正をお願いするものでございます。次に、第12款予備費では、今回の補正から生じました財源1億2,160万3千円を留保することといたしております。

続きまして、債務負担行為の追加であります。本町の学校給食につきましては、自校調理方式を維持しながら、より安定した人員を確保し、経費節減につなげるため、本年度から斑鳩南中学校におきまして、調理・洗浄業務の民間委託を導入しているところでございます。当初計画におきましては、町職員の退職にあわせまして順次導入を予定しておりましたが、臨時職員の募集に応募者が少なく、また2次募集を行い人員の確保に努めましたが、給食開始直後に臨時職員の退職が続ки、補充職員が見つからない等、学校給食にかかる人員確保が難しい状況となっております。さらには、平成19年度末には町職員2名の退職が予定されているところでございます。そうしたことから、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校の3校におきまして、学校給食調理・洗浄業務の民間導入を行い、より安定した人員を確保してまいりたいと考えております。このことから、平成20年度より斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩中学校におきまして、学校給食にかかる調理及び洗浄業務委託を実施してまいりたいことから、業務委託の入札に必要な額7,443万6千円を限度額とし、またこの期間を平成19年9月27日から平成22年3月31日までとした、債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

最後に、地方債の変更についてでございます。

歳入のところで申し上げましたとおり、起債同意予定額等の確定によりまして、限度額の変更をお願いしております。その内容は、総合福祉会館建設事業で15億560万円、臨時財政対策債で2億8,550万円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

ございませんでしょうか。

そしたら私の方から一点だけちょっとお尋ねしたいと思えますけれども。学校給食の調理洗浄業務の委託が今回上がってきておりますけれども、説明では西小と東小と斑鳩中学校と3校いっぺんに出てきていますけれども、これは一つの業者に3つ一緒に委託をお願いするという形になっているのでしょうか、今後の見通しも少しお聞かせいただきたいと思うんです。

町 長

前回の南中学校でもやりましたけれども入札を行ってまいりたいと思っております。

委員長

3校とも同じ業者で、っていう風に考えてはるんですか。

町 長

3校ともというよりも3校を入札に付してまいりたいと。

委員長

ばらばらでという事ですか。

（ 「はい。」との声 ）

委員長

はい、分かりました。

そしたら他にないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、②平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第

2号) についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

植村健康推進課長。

健康推進
課長

それでは、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、平成19年度の老人保健拠出金及び介護納付金の確定に伴いまして、歳入、歳出の減額をお願いすること。前年度繰上充用金の確定に伴いまして、歳入、歳出の減額をお願いすること。さらに平成18年度の療養給付に係ります負担金、交付金に交付不足が生じまして、これを精算し追加で交付を受けることから、歳入を増額をお願いすることでございます。

それでは補正の内容につきましてご説明いたします。資料6をご覧くださいと思います。歳入の補正の主たるものは、歳出の財源にかかるものでありますことから、まず歳出からのご説明とさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。表の下段でございます。歳出の第3款老人保健拠出金でございます。国民健康保険から支出します老人保健拠出金が確定いたしましたことから、1,699万8千円の減額をお願いするものであります。次に第4款介護納付金でございます。同じく国民健康保険から支出します介護納付金が確定いたしましたことから、3,536万8千円の減額をお願いするものでございます。さらに第10款前年度繰上充用金でございます。平成18年度赤字に対します前年度繰上充用金が確定いたしましたことから121万9千円の減額をお願いするものでございます。

それでは歳入の説明をさせていただきます。表の上段でございますが、まず第2款国庫支出金でございます。国庫支出金の総額としましては、1,479万9千円の減額をお願いするものでございます。その内訳でございますが、まず療養給付費負担金といたしまして介護納付金分の現年分、これは介護納付金確定に伴います減額で737万6千円の減額をお願いするものでございます。次に医療給付費分過年度分でございます。これは平成18年度の精算によります追加交付を受

けるものでございまして、５８１万６千円の増額でございます。次に老人保健医療費拠出金負担金でございます、老人保健拠出金確定に伴いまして、８２８万５千円の減額をお願いするものでございます。次に財政調整交付金でございます。医療給付費分普通財政調整交付金につきましては老人保健拠出金確定に伴いまして、２１２万５千円の減額を、また、介護納付金分普通財政調整交付金につきましては介護納付金確定に伴いまして２８２万９千円の減額をお願いするものでございます。次に第３款療養給付費等交付金でございます。平成１８年度におきまして療養給付費等交付金に不足がありましてその追加交付を受けるために９１３万１千円の増額をお願いするものでございます。次に第４款県支出金でございます。財政調整交付金でまず医療給付費分普通財政調整交付金は、老人保健拠出金確定に伴いまして１５９万４千円の減額を、また介護納付金分普通財政調整交付金につきましては介護納付金確定に伴いまして２１２万２千円の減額をお願いするものでございます。最後に第９款の諸収入でございます。諸収入のまず下の方でございますが歳入欠かん補填収入でございます。これは歳出の第１０款前年度繰上充用金の確定に伴いますもので、同額の１２１万９千円の減額をお願いするものでございます。このたびの補正予算におきまして、これまでご説明申し上げました歳出の減額とそれに伴います歳入の減額の差、４，２９８万２千円につきましては第９款諸収入の雑入で調整を図らせていただきまして減額をお願いするものでございます。総額におきましては歳入、歳出それぞれ５，３５８万５千円の減額をお願いする事といたしまして、予算総額を３４億６，４５０万８千円にするものでございます。

９月議会に提出をさせていただきますが、以上で平成１９年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんでしょうか。

そしたら私の方から少し、お聞かせいただきたいと思いますというんですけれども。今、担当課長の方からご説明いただきまして、歳出にかかわって歳入の方は調整されるという事でご説明いただいたと思うんですけれども、老人保健医療費拠出金と介護納付金という事で二つ出てますけれども。この数字、減額されてますけれどもこの数字の裏にどういう動向があるのかなと、少し深く理解させていただきたいという事から、当初予算でどういう見込みをたてていたのか、それをちょっと教えてもらえますか。

健康推進
課長

老人保健拠出金と介護納付金につきましては、それぞれ当初予算におきましては、これまでのそれぞれの拠出金の支出の推移、過年度の支出の推移から判断をさせていただいたところでございます。老人保健拠出金につきましては、制度改正によりまして対象者となられる方がずっと減少傾向にございましたけれども、今年の10月以降、75歳に到達される方は新たに老人保健の対象となります事から平成18年度の確定金額、およそ4億5,400万円よりも支出が多くなるのではないかと見込んでおったところでございますが、支払基金からの概算請求が前年度とほぼ横這いになったという事から1,699万円余りの見込みが多かったという事になったのが理由でございます。次に介護納付金でございますけれども、これもこれまで過年度の介護納付金の推移から判断しておりました。特に介護納付金につきましてはその拠出金が非常に多く、例えば5年前の平成15年度であれば1億500万円余りであったものが、平成18年度では1億6,000万円余りの金額になっておりました事から同じような推移でいくと1億8,000万円余りくらいの支出が見込まれるのではないかという風に思っておりました。しかし、この介護納付金の計算方法がですね、当該年度の概算額に前々年度の精算額を合算するという方法で定められておりまして、平成15年から18年の納付金につきましては、それぞれの前々年度額に不足が生じたため、本来その年度で払う概算額に更に追加して支払っていたものが、今年度に限りましては前々年度

にあたります17年度が精算額が概算額を下回りまして、その分町としては過払いが発生したという事がありまして、その過払い分が今年度の概算から差引くという事になりました事から、金額が大幅に減少したという事でございます。従って見込みは過去の推移から引き上がるだろうと見込んでおったものが、実際にはそういう精算を兼ねる中では金額が減少したという事になったため、今回3,500万円余りの差が生じたという事でございます。

委員長 そうしますと今、平成18年度から介護保険の制度が変わりまして要支援の方が増えたという事で設定段階が変わってる人が居て、特に報道なんかでは、介護保険制度を利用する人自体の数が減ってきているという事も言われていますけれども、それが反映されているというわけではないんですね。

健康推進課長 今回につきましてはあくまでも概算と精算の計算による差が出たという事でございます、介護給付が直接影響したという事ではございません。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
本件については、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思います。

次に、③平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

谷口上下水道部長。

上下水道 それでは、平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第

部長

1号)についてご説明させていただきます。恐れ入ります、お手元資料7をご覧くださいませでしょうか。

地方債の充当率が従来、補助対象に対します裏負担分といたしまして90%、また、単独事業費分といたしまして95%でございましたが、本年度から、それぞれ、充当率が100%に変更されたことによりまして、歳入・歳出の総額を変える事なく、地方債の増額補正とそれに伴います、一般会計繰入金の減額補正をお願いするものでございます。その詳細につきましてご説明をさせていただきます。

まず歳入でございます。第4款繰入金で一般会計繰入金を6,770万円減額補正いたしまして、3億641万8千円に、また、第7款町債でございますが下水道事業債を6,770万円増額補正し、7億9,740万円に、また同時に、下表でございますが、地方債補正でございます。地方債の限度額でございますが、地方債の目的で、まず1. 公共下水道事業につきまして、限度額6億6,870万円を7億3,660万円に、2. 流域下水道事業につきまして、限度額5,930万円を6,080万円に、最後でございますが3. 奈良県流域下水道事業推進資金につきまして、県の流域下水道事業費の変更に伴いまして170万円を0にそれぞれ変更をお願いをするものでございます。

以上、簡単ではございますが、9月議会定例会に上程を予定いたしております平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただけますようお願い申し上げます。以上です。

委員長

報告が終了しましたので、質疑をお受けしたいと思います。

木田委員。

木田委員

あのですね、負担金にかかわる問題なんですけれども。うちの議員の中にですね、これから何か8月からまた署名運動をするというようなチラシというんですか、政治活動の何を入れてはるのがありますね

けどね。それによって、今現在負担金がどうのこうのという事によってですね、接続、各家庭の接続が急に少なくなったというような話がありますねけど、それについては今までと変わらずに順調にいつておるのか、やっぱりそういう風評というんですか、何か待っておればまた負担金がただになんのと違うんかとか、あるいは過去に接続してはる人でも返ってくんの違うんかとか、そういう風な予想されるような、そういうチラシというんですか、そういう政治活動をしてはる事に対してですね、町はどういう風に考えておられるのかね、やっぱりこれはもう、早く接続しはっても、これからこちらの方へくるのは平成30年頃とかいう、そういう何でかなり遅れる事になると思いますねけどね、やっぱりそういう風な事が広まっていったらですね、何か町民自体が疑心暗儀になってくんの違うかなと思いますねけど、それに対して町はどういう風に考えておられるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

町 長

まず木田委員のご指摘のようにそういう形で署名活動されるとか、私はやっぱり一番大事な事は、これは議会と町とこういう問題については、やっぱり色々議論をしながらやっぱり以前にも市街化区域について、公共下水道を供用開始すると。そしたら阿波地域と興留地域が一番早いという中で議会の議員の方が、そういう負担金の関係等について議論をしてはどうか、というところから始まったわけでございまして、我々としてはその時は、やっぱり一部の議員の中には市街化調整区域もあるからなかなか難しいんじゃないかという事もございましてですね、最終的には一応妥協として面積でとるのかあるいは戸数でいくのかという議論もございました。しかし、平成13年でございましたか、議会の皆様方とご相談申し上げたらやはりもういよいよ広域の関係等について安堵町のポンプ場等の関係等についてですね、いくという事になればやはり予め17、8年位には一部供用開始が出来るというところから、やっぱり予めそういう関係については住民にご理解いただくという事で、負担金の関係等について議会で議論を戦わせてま

いりました。そして満場一致で私は10万円という負担金が決まった。私はやっぱり住民代表の議員さんが卑しくもやっぱり議会でそういう事を表明しながらあと一年経ったら、私はそういう下水道負担金はおかしいと、こんな事になってきたらですね、私はとてもこんな事が。やはり議会の皆さん方と協力を申し上げながら、これは必ず下水道の負担というのは、必ず後世に借金を背負うわけです。その借金をちょっとでも少なくしていこうとするならば、やっぱり負担金をもらっていかなかったら、あるいは下水道利用料もらっていかなかったら、それはなかなか出来得ない。ただやっぱりそういう事を書かれていくという事自身が、私はやっぱり何かそういう事によって混乱を招いている。私は6月議会を聞いていまして、公共枡から宅枡に引くについても、町内業者がなんぼかかんねんと、20万円やと、そして高いやないかと言われたら16万円やと、そんな事が平気で一般質問で出てくるといのは、私はどうも納得がいかない。業者に対して見積りをとってですね、それから私は業者にそういう事を聞きますと、いっぺんにもうそれから割と町内業者等については、もう耳を貸さないといのか、ちょっと減ってきたという事も申されてますから、私はやっぱりそういう事をもっとちゃんとしていかんと、もうやっぱり議会というのは住民代表の議会でございますし、我々としてはやっぱりそういう事を真摯に受け止めてやってきているわけですから。確かにごみの問題でもそうです。ごみの問題でも言うたら、生ごみを減らそやないか、という事でごみ袋なんぼやと、45円もかからないという事から原価11円やと。そうしたら30円の差はごみに対応したらいいやないかという事までおっしゃっているんです。それに今度なったら、そんなごみ袋ただでええやないかと、そんな事を私は平気で言われたら、そんな議会があつて皆さん方が黙ってるというのが私はおかしいと思います。やっぱりもっとこれは皆さん方が住民にそういう事を周知徹底していく事も我々も大事ですけども、やっぱり皆さん方がそういう事を決めたやないかと、決まった事については町の関係等についてはこれからのやっぱり将来を考えたら、これだけの下水道

をやっていく中でこんだけの借金を背負ってますと。この借金をやっぱりいずれは返していかな、必ず借金をチャラにしてくれる事は絶対ないんですから、という事をやっぱり住民に説得していかなかったら、何でもかんでも他の金で余った金をこっち持って来たらいいやないか、そういう事には私はなっていないと思っております。やっぱりそういう事も十分やっぱりしていかなと何でもやったらええわ、という事で申されてますけど、そういう事についてはもっと毅然として私はやっぱり住民対応をしていく事が大事であろうと考えております。

木田委員 おとついの委員会でも、いかるが広報なんかをほとんど読んでおられへんというような、そういうような何出てましたわね。だから言えばですよ、やっぱり町民にそういう徹底した町の広報が行き渡るような方法としてですね、今月からですか、8月からシルバーが各戸に戸別に配布していただいておりますというような事なんですけどね。やっぱりそういう風な何か住民運動と言うたら住民運動になんのか知らんけども、やっぱりこれが一部の人にはそういう署名もすんなりしておられるという事ですね、これいつ出して来はんのか知りませんけどね。やっぱりそれに対して町ももっと何とかそういう対策を考えていただかなければ、わしらはいずれにしてもそう聞かれた場合は、これはもうやっぱり町民として負担していただかなければいけませんよと、また完全に鳩水園がなくなるという事はございませんので、やっぱりそういう事を考えたらその修理というんですか、補修のための資金とかもやっぱり必要になってくるやろし、だからいろんな事を考えてそれをゼロにするというような事は全く考えておらないとかね、そういう事をちゃんと町民に分かっていただけるような広報をね、していただけたらなと思いますねけど。それについてですね、もう今以上に町としては出来ないのかね、また一応出前講座ですか、そんなんで行ってはるというような事なんですけども、やっぱりそういう時に町民の方が皆出て来はるという事はないと思いますねけど、やっぱりそうして出てこられるという事は町政に対して関心もっておられる方

が多いという風に思いますのでね、そういうところでやっぱりちゃんとした事をおっしゃっていただいてですね、それを広めていただかなければ、業者も困るし町も困るし、段々とそういう困る、変な事態になっていくように思いますねけど。とにかくそういう対策をとっていただきたいなと思いますねけど。

副町長

この件につきましては、ある議員が機関紙においてご本人の考え方を述べておったわけでございます。そういう状況でございますから、本人が言うておられる事に対して反発と言いますか、町の考えている事、いわゆる負担金の納入についての正当性、また使用料の正当性、これについて十分説明した広報をもって住民に説明しております。そういう事で町としてはやはり先ほども町長おっしゃいましたように、平成14年の12月議会で全員一致でこの負担金並びに使用料等が議決をしていただきました。それに基づいて町はやってきたわけです。またそれぞれの供用開始の部分につきまして、個々の説明会を開いてその説明もしておるわけです。我々としては十分そのPRをしてるという事でございます。また先ほども指摘がありましたこの事について、接続が少なくなってくるの違うか、こういう事でございますが、それはないと思います。あくまでも公共下水道を利用される人は、関係なしに接続していただくという事でございますし、先ほど町長も言いましたように、指定工事店、これは指定しておりますから、やはり接続についての責任、また宅内の責任、これは町にございますから、そういう事もきちっと行っていただく業者、これは指定業者でございますので、今現在74社ございますけども、その業者にしていいただければ安心という事で、町は住民皆さんに周知してるという事でございます。何も町がある議員の機関紙のご指摘についての反発をしていないという事でなしに、町広報等によって、また自治会等の供用開始の場所によって、全てそういう説明をさせていただいて、下水道の普及に町民が協力していただけるような体制をとっているという事でございます。

木田委員

あのですね、まだ供用開始にならないような場所にそういう署名活動というんですか、そういう風な事を先行して行っておられるように、私はそういう風に受け止めてますねけど。そしたらこれからそこへ説明に行っても、ある議員さんがこういう事を言うてはったというような事になったら、そこに差異が生じてですね、そんなんやったらもうちょっと、本管とか宅内に引いてもろてもちょっとの間辛抱しといたらまたただになんの違うかなという風な、そういう考え方になってくんの違うかなと思うのでね。それはやっぱりもうちょっと町の方も考えてですね、そういう事のないようにですね。やっぱりせっかく公共下水道、流域下水道からですよ、こんだけ苦勞して公共下水道まで発展してきたやつをですね、やっぱり活かしていかな、町民にとってはものすごく損害を被んのではないのかなと、それをせんど言うたらいかんけど、それを行っておられる議員さんがおられるというのは私は大変残念に思います。そらごみ袋の問題についても、わしはやっぱりそれやったらそんな言うねんやったら稲葉の方へ持って行ってくれって言いたいくらいですわ、それはね。やっぱりそういう事でね、もうちょっといろんな議員の資質とか言わはるけど、そんなん何でもかんでも反対っていうんですか、そういう事で自分の政治の何を曲げられへんというような、そういう方にはちょっと私は困ると思いますねけど。やっぱりみんなで、その時に居られなくてまた何やったら分かりますねけど、その時自分自身も二回ともそこに存在してはったわけですよ。それを満場一致で決めてるわけですよ。それをそんなんまた時間が経ったらころっと変わってくるというような何には、私はやっぱりもうちょっと町の方に努力してもらい、また我々も努力せんないかなという風には思いますねけど。これこのままずっといいたらほんまにそういう風になんのと違うかなという風に、町民の方は思われる方もおられると思いますのでね。そういう事のないように、やっぱりそういう啓発というんですか、活動を町はちゃんとやっていただきたいという事をお願い申し上げておきます。

副町長 今、認可区域外で町が下水道普及についての対応ですね。これは広報しておりますので。十分今、指定区域外の方も下水道の普及については認識していただいていると思っています。常に広報によってその啓発をやっていますから。私は町民はそれを読んでもいただければ納得していただけるのではないかと、このように思います。またある議員さんがそういう機関紙によって書かれる事は、これは言論の自由ですからこれはどうもならない。それに対する町としての、先ほど申し上げましたように町としての理由を町民の皆さんに説明し理解をしていただく努力をいたします。また議員の皆さんもそういう事に対して今委員がおっしゃるような事を、何かの形で町民に知らしていただければなお結構かと思っています。

委員長 他にございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長 それではこれをもって質疑を終結いたします。
本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、④平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

その内容につきましては、平成18年度決算の確定に伴います補正でございます。お手元に配付しております資料8をご覧くださいと思います。平成19年度介護保険事業特別会計補正予算の歳入歳出総括表でございます、これを用いまして説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,337万3千円

を追加いたしまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ１４億４，６２７万３千円とするものでございます。

まず、歳入予算の説明でございます。第９款繰越金におきまして、平成１８年度決算の確定に伴いまして、介護保険給付関係の歳入と歳出の差額におきまして、歳入金額の方が多かったため、その差額につきまして平成１９年度に繰越することになります。その繰越金額分３，３３７万３千円の増額補正をお願いするものであります。

また一方、歳出予算の説明でございますが、第４款基金積立金におきまして、平成１８年度決算の確定に伴い、繰越額から償還金等を差し引きました余剰金を介護保険給付費準備基金へ積立てるため、２，３２９万６千円の増額補正をお願いするものでございます。次に、第６款諸支出金では、国庫支出金、県支出金および支払基金交付金につきまして、平成１８年度において給付実績以上の介護給付費等を国、県、支払基金から受け入れており、翌年度精算として平成１９年度にこの超過交付額を返還することから、償還金において１，０１８万５千円の増額補正をお願いするものであります。また、平成１８年度分の保険料還付未済金として第１号被保険者保険料還付金が確定しましたことから１０万８千円の減額補正をお願いするものであります。９月議会にはこの補正予算の上程をさせていただく予定をしておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ な し ）

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

ただいま報告のありました9月議会提出予定議案の他に、現時点において、予算補正が必要と思われる案件があればお聞きしておきたいと思いますが、何かございますか。

(な し)

委員長 なければ、次に、2. その他について、委員の方から質疑、ご意見等があればお受けいたします。 木田委員。

木田委員 おとついの委員会終わった後ですね、我々委員がお話した中でですね、うちの委員会としては先進地視察を行わないという風な結論になりましたんですけれども。先進地視察についてはですね、うちの委員会では、厚生常任委員会では総合福祉会館というような継続審査の件について、今まで色々と視察を行ってきましたわね。だけどその件についてですよ、議員の方からそういう良いところを探してもらわれへんかと言うたら、何か職員の方はですね、何か皆自分らに任されてるというんですか、こんなところ探してくれと、それについて困ってんねん、とかいうような話があんねんとか言うて言われたって言うてはりますけど、それはおかしいなと。やっぱり職員はそれをするのが仕事やないかなと、私はそういう風に思いましたけど、それについてですね、そんなん何もせーへんだら反対に政務調査費でも出していただいてですよ、自分ら好きなところへ調査に行く方がそれでええのと違うかなと思いますけど。それについてどういう風に町の方は、やっぱりそんなん、それも仕事のうちやと私はそういう風に思いますが、それについてどういう風に考えておられますか。

副町長 非常に難しい問題でございまして、やはり議員研修というのは議員の皆さん方が県外、県内の方へ行って、そこの考えてることを勉強するという事の研修であると思います。そういう事について町の職員に任されて、町の職員が探すにしても、ここよろしいという事を言って

も議員が了承されるか分かりません、このように思います。いずれにいたしましてもやはり議員の皆さんからどういう内容の事を研修する、そしてどういう所に研修に行くというような事をきちっと言ってもらえば、町の職員としても、そのいわゆる地域における概要を基に県に尋ねて調査して、良いところがないかという事を聞きながら研修先の決定を委員会の方に持っていくという事は、これは出来ると思います。ただ、委員会の方でも町の担当課に研修先を全て任せる事についてはどうかと思いますので、やはり委員さんそれぞれが、委員会がこういう場所で研修し、こういう事について研修するという事を町の職員に提示して頂ければ、職員は適当な研修先を探し、委員の方にご報告すると思いますので、木田委員のおっしゃった事は、町の職員に任すのやなしに、委員会においてもこういう所へ視察、こういう所を探して欲しいという事を言っていただきたいと思います。

木田委員 あかね、そら私、総合福祉会館の継続審査うったるからそれで行きますけどね、せやけど道路についてとか、観光についても、全てやっぱりそうして先進地と言われる位のところやから、それを見て斑鳩町政に活かそうと思って行くわけですよ。せやのに職員の方がそういう事を思っやってくれておられるという事は、非常に残念やと私はそういう風に思います。今までからも申し上げておるように、通勤途中でも町道また県道あるいは安全施設、必ずこれを見て、何か破損してたりしてたら職員であつても我々であつても必ずそれを申し上げてですね、それを補修する事によってですよ、町民の方にも安全で安心して生活、そしてまた通学、通勤の出来るような道路とか生活できるような地域としてですね、やっぱり皆がその気持ちにならな、そんな斑鳩町みたいな、めいめい勝手にそういう行動っていうのか考え方持ってたなら良くならんと思いますのでね。やっぱり職員の教育についても、そういう事を徹底してやっぱりやってもらわなければいかんのではないかなと、私はそういう風に思いますので、今後やっぱり職員の教育についてはですね、そういう風にやっていただきたいなとお

願いしておきます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

委員長 その他についてもなければ、これをもって終わりたいと思います。
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって予算常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(午前10時21分 閉会)